

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 関連資料

1 事業の目的

外国人は、日本の労働法制・雇用慣行等に関する知識の不足、言語・コミュニケーションの方法や慣習の相違等から、労働条件・解雇等に関するトラブル等が生じやすい傾向にあることから、**外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組みに対する助成**を通じて、**外国人労働者の職場定着の促進等を図る。**

2 事業の概要・スキーム

現行

【対象となる措置】

- ・ 必須メニュー：① 雇用労務責任者の選任
② 就業規則等の多言語化
- ・ 選択メニュー：③ 苦情・相談体制の整備
④ 一時帰国のための休暇制度の整備
⑤ 社内マニュアル・標識類等の多言語化

【離職率要件】

- ・ 外国人労働者雇用労務責任者講習受講証明書を提出した事業主は、外国人労働者の離職率要件を免除
- ・ 算定期間は「措置実施日の翌日から6ヶ月を経過するまでの期間」

見直し案

【対象となる措置】

- ・ 具体的な措置：① 雇用労務責任者の選任（**当該責任者による苦情・相談対応**）
② 就業規則・**社内マニュアル**等の多言語化
- ・ **上乗せ措置（任意）**：③ 一時帰国のための休暇制度の整備

【離職率要件】

- ・ 外国人労働者雇用労務責任者講習受講証明書を提出した事業主に係る外国人労働者の**離職率要件の免除規定を廃止**
- ・ 算定期間は「**計画期間末日の翌日**から6ヶ月を経過するまでの期間」に変更

支給までの流れ

【計画期間 3ヶ月～12ヶ月】

① 計画書提出

※ 計画開始日の
1ヶ月前の日まで

② 対象となる 措置の導入

③ 対象となる 措置の実施

※ 計画どおりに実施

6ヶ月後

④ 支給申請

⑤ 目標達成 ⇒ 助成金支給

3 支給額

（現行）上記措置を1つ講じるごとに20万円（上限80万円）

⇒ （見直し案）①及び②を実施した場合：20万円

①及び②に加え③を実施した場合：25万円

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

～利用した事業主の声～

◆実際に助成金を受給した事業主（全国で約100事業所）にその効果などについてヒアリング

◆助成金をきっかけに社内で実施した措置は外国人労働者の雇用管理改善に有効的であるとの事業主の声

【ケース1】

○仕事、生活面に関する社内の**外国人の相談窓口を設置**

○日本における仕事、生活面の不安が軽減されたとの外国人労働者からの声

（製造業A社）

【ケース2】

○雇用労務責任者による**面談を実施**

○困った時の相談先が明確になり、安心して就労できるようになったとの外国人労働者からの声

（医療・福祉業B社）

【ケース3】

○就業規則・社内マニュアル、**標識の多言語化**を実施

○社内ルールやマニュアル、職場の標識の趣旨が明確になり、トラブルが防止され、安全に働けるようになったとの外国人労働者からの声

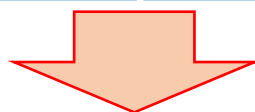
（サービス業C社、
建設業D・E・F社）

【ケース4】

○一時帰国のための**特別有給休暇制度を創設**

○職場での待遇に対する満足度が高まり、仕事に対するモチベーションが向上したとの外国人労働者からの声

（サービス業G社）



事業主からは、外国人労働者の職場定着につながったとの評価